

令和5年度 医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金の対象施設

	サービス種別等	対象	単価	備考	みなし 有無	基本的な考え方											
医療	病院	○	12,000円 (病床あたり)	※公立含む	-	○病院及び有床・無床診療所の基礎となる病床数は、令和5年4月1日現在の「許可病床数」とする。 ○令和5年4月1日現在の北海道厚生局が公表している「コード内容別医療機関一覧表（医科・歯科・薬局）」及び「コード内容別訪問看護事業所」において休止とされている医療機関については支給対象外とする。											
	有床診療所	○	200,000円	※公立含む	-												
	無床診療所	○	100,000円	※公立含む	-												
	薬局、訪問看護事業所、助産所	○	50,000円	※公立含む	-												
介護	居宅サービス	訪問介護	50,000円 (事業所あたり)			【対象サービス】 ○道内の指定介護保険サービス事業所（基準該当含む）、軽費老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム 【対象外サービス】 ○短期入所生活介護の空床利用分 ○有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅 ※特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合、特定施設分は対象 ○みなし指定（又はみなし指定対象サービス）、介護予防、総合事業 ○市町村設置者（指定管理の場合も含む）の指定介護サービス事業所 ○地域包括支援センター ※老健・介護医療院が運営する訪問リハは介護の支援金で対応											
		訪問入浴介護		○													
		訪問看護		△	※一部対象（社団法人等が設置者の場合）		○										
		訪問リハビリテーション		△	※一部対象（老健・介護医療院が設置者の場合）		○										
		居宅療養管理指導		×			○										
		福祉用具貸与・特定福祉用具販売		○	※貸与と販売事業所は1つの事業所として扱う												
		居宅介護支援		○													
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○													
		夜間対応型訪問介護		○													
	通所サービス	通所介護	○	5,000円 (定員あたり)			【その他】 ○病院、診療所又は薬局が設置者の訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所リハ、介護療養型医療施設については、医療機関の支援金で対応 【参考】										
		通所リハビリテーション	×		※病院、診療所が設置者又は老健、介護医療院のみなし指定対象サービスのため対象外	○											
		地域密着型通所介護	○														
		認知症対応型通所介護	○														
	居住系施設サービス	短期入所生活介護	○	10,000円 (定員あたり)	※併設型・単独型は対象（空床利用型は対象外）		【参考】 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>開設者</th> <th>「みなし指定」となるサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院又は診療所</td> <td>訪問看護、介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション</td> </tr> <tr> <td>薬局</td> <td>居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設 介護医療院</td> <td>通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護、介護予防短期入所要領介護</td> </tr> <tr> <td>介護療養型医療施設</td> <td>短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護</td> </tr> </tbody> </table>	開設者	「みなし指定」となるサービス	病院又は診療所	訪問看護、介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	薬局	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	介護老人保健施設 介護医療院	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護、介護予防短期入所要領介護	介護療養型医療施設	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
		開設者	「みなし指定」となるサービス														
		病院又は診療所	訪問看護、介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション														
		薬局	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導														
		介護老人保健施設 介護医療院	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 短期入所療養介護、介護予防短期入所要領介護														
		介護療養型医療施設	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護														
		短期入所療養介護	×		※病院、診療所が設置者又は老健、介護医療院のみなし指定対象サービスのため対象外	○											
特定施設入居者生活介護		○															
小規模多機能型居宅介護		○															
認知症対応型共同生活介護		○															
地域密着型特定施設入居者生活介護		○															
看護小規模多機能型居宅介護		○															
介護老人福祉施設		○															
介護老人保健施設	○																
介護療養型医療施設	×	※医療機関の支援金での対応となるため対象外															
介護医療院	○																
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○																
軽費老人ホーム（A・B）・ケアハウス	○																
養護老人ホーム	○																
有料老人ホーム	×																
サービス付き高齢者向け住宅	×																

令和5年度 医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金の対象施設

	サービス種別等	対象	単価	備考	みなし有無	基本的な考え方
	居宅（訪問・相談系）サービス					
	居宅介護	○	50,000円 (事業所当たり)			<p><居宅（訪問・相談系サービス）について></p> <p>○同一建物内で複数のサービスを行う場合は、1つの事業所として扱う。 (例：居宅介護、重度訪問介護の2つのサービスを行う事業所は、1事業所としてカウントする。)</p> <p>○同一建物内で介護サービスと障害福祉サービスの指定を受けている場合は1つの事業所として扱い、介護分の支援金で対応する。 (例：居宅介護の障害福祉サービスに加え、訪問介護の介護サービスの指定を受けている場合。)</p> <p>○同一建物内で日中活動系サービスを行う場合は、日中活動系サービスのみ申請可能とする。 (例：児童発達支援と障害児相談支援を行う事業所など)</p> <p>○入所・居住系サービスと同一建物内で居宅サービスを行っている場合は、入所・居住系サービスのみ申請可能とする。</p>
	重度訪問介護	○				
	同行援護	○				
	行動援護	○				
	重度障害者等包括支援	○				
	保育所等訪問支援	○				
	居宅訪問型児童発達支援	○				
	地域移行支援	○				
	地域定着支援	○				
	計画相談支援	○				
	就労定着支援	○				
	自立生活援助	○				
障害児相談支援	○					
障がい	日中活動系サービス					
	生活介護	○	5,000円 (定員当たり)			<p><日中活動系サービスについて></p> <p>○多機能型事業所については、1つの事業所として扱い、定員数は全サービスの定員数の合計を使用する。</p> <p>○障害者支援施設が行う日中活動系サービスは対象外とする。</p>
	自立訓練（機能訓練）	○				
	自立訓練（生活訓練）	○		※宿泊型自立訓練を含む		
	就労移行支援	○				
	就労継続支援A型	○				
	就労継続支援B型	○				
	児童発達支援	○		※児童発達支援センター含む		
	医療型児童発達支援	○				
	放課後等デイサービス	○				
入所・居住系サービス						
障害者支援施設	○	10,000円 (定員当たり)			<p><入所・居住系サービスについて></p> <p>○医療型障害児入所施設及び療養介護については医療機関の支援金で申請とする。</p> <p>○短期入所は空床利用型は対象外とし、併設型、単独型を対象とする。</p>	
福祉型障害児入所施設	○					
医療型障害児入所施設	×		※医療機関分に対応			
療養介護	×		※医療機関分に対応			
短期入所	△		※空床利用型は対象外			
共同生活援助	○					